3　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。

4　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年八月九日にルアンダで、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
鈴木徹
アンゴラ共和国のために
テテ・アントニオ

附属書Ⅰ　第七条1(a)に規定する現行の適合しない措置

1　締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条1(a)の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）
(b)　第三条（最恵国待遇）
(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

注釈　日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条1(a)の規定に従って、掲げられた措置について適用しないものを特定する。
(e)　措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
(f)　概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、

(a)　「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。
(b)　「ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二」とは、アンゴラ共和国国家統計評議会が二千十四年七月十四日に作成したアンゴラ共和国の経済活動の分類をいう。

日本国の表

一

分野	
小分野	
産業分類	航空宇宙産業 航空機製造修理業 ＪＳＩＣ　一六　化学工業 ＪＳＩＣ　一八　プラスチック製品製造業（別掲を除く。） ＪＳＩＣ　一九　ゴム製品製造業 ＪＳＩＣ　二一　窯業・土石製品製造業 ＪＳＩＣ　二三　非鉄金属製造業 ＪＳＩＣ　二四　金属製品製造業 ＪＳＩＣ　二五　はん用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七　業務用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八　電子部品・デバイス・電子回路製造業 ＪＳＩＣ　二九　電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三〇　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三一　輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三九　情報サービス業 ＪＳＩＣ　九〇　機械等修理業（別掲を除く。） 注　ＪＳＩＣ一六、一八、一九、二一、二三から二五まで、二七から三一まで、三九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に関連するものに限られる。
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで
概要	1　居住者と非居住者との間の、航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件に従う。 2　航空機を製造し、又は航空機の修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する工場を設立しなければならない。

二

分野	農林水産業（植物育成者権）
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇一九　その他の耕種農業 ＪＳＩＣ　〇二四三　山林種苗生産サービス業 ＪＳＩＣ　〇四一三　藻類養殖業 ＪＳＩＣ　〇四一五　種苗養殖業
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
措置	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条（第四号を除く。）
概要	日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権に関する権利を享有することができない。 (a)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二日及び千九百九十一年三月九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合 (b)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十一年のＵＰＯＶ条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のＵＰＯＶ条約の当事国であり、かつ、その国と日本国との関係において千九百七十八年のＵＰＯＶ条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 (c)　その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合